

外為法の安全保障貿易管理 に係る改正（令和4年）

令和4年12月

経済産業省 貿易管理部

安全保障貿易管理課

1 改正概要

- 大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止等の観点から、安全保障に係る輸出管理については、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理レジーム会合において輸出規制等をすべき対象が合意されている。
- 我が国においては、合意内容を担保するため、技術については、外国為替及び外国貿易法(外為法)第25条の下に定められる政令(外国為替令)に、貨物については、外為法第48条の下に定められる政令(輸出貿易管理令)に規定することで、輸出規制等の対象としている。
- 国際輸出管理レジームにおける昨年の合意等を受けて、外為法に係る政省令及び関連通達を改正し、規制の対象となる技術及び貨物の追加・削除等を行う。
- その他、安全保障貿易管理に係る規制の合理化・適正化に関する改正を行う。

※令和4年10月6日(木)公布、令和4年12月6日(火)施行

- 政令：輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和4年政令第328号）
- 省令：輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省令第78号）
- 通達：「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について（令和4年10月6日付け輸出注意事項2022第24号）

2-1 輸出令(別表第1) 1の項(9)(11) : 武器

■ 部分品・附属品の解釈の追加【規制の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、軍用航空機の附属品につき、「船上に設置されるものを含む」ことを明確化する。

また、軍用ヘルメットの部分品につき、「シェル、ライナー、コンフォートパッド又は防弾機能を有する取付け用のものを含む」ことを明確化する。

- 運用通達 1-1 (7) (イ) (解釈の表) 1の項

輸出令	貨物等省令	運用通達
【1の項】 (9) 軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品		「輸出令別表第1の1の項(9)の附属品」 次のいずれかに該当するもの (船上に設置されるものを含む。) を含む。 イ～ヘ (略)
【1の項】 (11) 装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣又はこれらの部分品		「輸出令別表第1の1の項(11)の部分品」 軍用ヘルメット用に特に設計したシェル、ライナー、コンフォートパッド又は防弾機能を有する取付け用のものを含む。

2-2 輸出令(別表第1) 2の項(15):原子力、6の項(7):材料加工

■ 塗装用のロボットの解釈【規制の明確化】

防爆構造のロボットのうち、規制対象から除外される「塗装用のもの」に「塗装用のブースで使用するように特に設計したもの」が含まれることを明確化する。

- 運用通達 1-1 (7) (イ) (解釈の表) 2の項、6の項

輸出令	貨物等省令	運用通達
【2の項】 (15) ロボットであつて、次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの制御装置 I 防爆構造のもの	第一条 (略) 二十 ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。）若しくはエンドエフェクターであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの制御装置 イ 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下単に「日本産業規格」という。）C六〇〇七九一〇号（爆発性雰囲気中使用する電気機械器具—第〇部：一般要件）で定める防爆構造のもの（ 塗装用のものを除く。 ）	「塗装用のもの」 塗装用のブースで使用するように特に設計したものを含む。
【6の項】 (7) ロボットであつて、次に掲げるもの又はその部分品若しくは制御装置 I 防爆構造のもの	第五条 (略) 九 ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置若しくはエンドエフェクター イ 日本産業規格C六〇〇七九一〇号で定める防爆構造のもの（ 塗装用のものを除く。 ）	「塗装用のもの」 2の「塗装用のもの」の解釈に同じ。

2-3 輸出令（別表第1）5の項(10)：先端材料

■ ふっ化シリコン油を主成分とする材料の削除【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、潤滑剤として使用できる材料であって、ふっ化シリコン油を主成分とするものを規制対象から除外する。

- **輸出令** 5の項(10)
- **貨物等省令** 第4条第11号ロ

輸出令	貨物等省令	運用通達
【5の項】 (10) 潤滑剤として使用することができる材料であって、フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル、 若しくは アルキルフェニレンチオエーテル、 若しくは又は これらの混合物、 又はふっ化シリコン油 を主成分とするもの	第四条（略） 十一 潤滑剤として使用することができる材料、振動防止用に使用することができる液体又は冷媒用の液体であって、次のいずれかに該当するもの イ 削除 ロ 潤滑剤として使用することができる材料であって、 <u>フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル、アルキルフェニレンチオエーテル又はこれらの混合物のうち、その有するエーテル基、チオエーテル基又はこれらの官能基の数の合計が三以上の次のいずれかに該当する物質を主成分とするもの</u> （一）フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル、アルキルフェニレンチオエーテル又はこれらの混合物であって、その有するエーテル基、チオエーテル基又はこれらの官能基の数の合計が三以上のもの <u>（二）ふっ化シリコン油であって、二五度の温度において測定した動粘度が五、〇〇〇平方ミリメートル毎秒未満のもの</u>	

2-4 外為令（別表）6の項(4) : 材料加工

■ 「金属の加工を行うためのデータ」の削除【規制緩和】

W Aの合意事項を踏まえ、金属の加工を行うためのデータを規制対象から除外する。

- **貨物等省令** 第18条第4項
- **運用通達** 1-1(7)(イ)（解釈の表）6の項
- **役務通達** 別紙1（解釈の表）6の項

外為令	貨物等省令	役務通達
【6の項】 (4) 金属の加工用の装置又は工具（型を含む。）の設計又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（(1)から(3)までに掲げるものを除く。）	第十八条（略） 4 外為令別表の六の項（四）の経済産業省令で定める技術は、 <u>超塑性成形、拡散接合又は直圧式液圧プレスによる金属の加工用の工具（型を含む。）の設計に係る技術（プログラムを除く。）次のいずれかに該当するものとする。</u> ——超塑性成形、拡散接合又は直圧式液圧プレスによる金属の加工用の工具（型を含む。）の設計に係る技術（プログラムを除く。） <u>ニ 金属の加工を行うためのデータであつて、次のいずれかに該当するもの</u> <u>イ アルミニウム合金、チタン合金又は超合金の超塑性成形による加工に係るものであつて、加工材料の表面処理、歪率、温度又は圧力に係るもの</u> <u>ロ 超合金又はチタン合金の拡散接合による加工に係るものであつて、加工材料の表面処理、温度又は圧力に係るもの</u> <u>ハ アルミニウム合金又はチタン合金の直圧式液圧プレスによる加工に係るものであつて、圧力又はサイクルタイムに係るもの</u> <u>ニ チタン合金、アルミニウム合金又は超合金の鋳造品の内部の巣を〇二度を超える温度ですべての方向から同一の圧力を加えることにより縮小させることに係るものであつて、温度、圧力又はサイクルタイムに係るもの</u>	「超合金」 ニッケル、コバルト又は鉄の合金であつて、649度を超える温度における使用条件のもとで、400メガパスカルにおける応力破断寿命が1,000時間を超え、かつ、最大引張強度が850メガパスカルを超えるものをいう。 <u>「貨物等省令別表第三の第3欄中の超合金」</u> <u>ニッケル、コバルト又は鉄の合金であつて、649度を超える温度における使用条件のもとで、400メガパスカルにおける応力破断寿命が1,000時間を超え、かつ、最大引張強度が850メガパスカルを超えるものをいう。</u> ※運用通達においても同様に規定。

2-5 輸出令(別表第1) 7の項(1) :エレクトロニクス

■ アナログデジタル変換用の集積回路における重複排除規定箇所の修正【規制の明確化】

貨物等省令第6条第1号ホ本文に「(ワに該当するものを除く。)」と規定しているが、重複する範囲は「アナログデジタル変換用」の集積回路を規定した同号ホの(一)であることから、同号ホの(一)に同号ワとの重複排除規定を置くこととする。

● 貨物等省令 第6条第1号ホ

輸出令	貨物等省令	運用通達
【7の項】 (1) 半導体集積回路(4の項の中欄に掲げるものを除く。)	第六条 (略) 一 集積回路(モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路(シリコンオンサファイア集積回路を含む。)、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。)であって、次のいずれかに該当するもの ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの(ワに該当するものを除く。) (一) アナログデジタル変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの(ワに該当するものを除く。) 1～5 (略) (二) デジタルアナログ変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの 1・2 (略) ワ 次の(一)及び(二)に該当するもの又はこれを実行するようにプログラムが可能なもの (一) アナログデジタル変換機能を有するものであって、次のいずれかに該当するもの 1～5 (略) (二) 次のいずれかに該当するもの 1 デジタル化されたデータを記録するもの 2 デジタル化されたデータを処理するもの	

2-6 輸出令(別表第1) 7の項(2) :エレクトロニクス

■ 「マイクロ波用固体増幅機器」等に係る仕様の改正【規制の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象となる仕様の改正(48.54dbm→48.45dbm)を行う。

● 貨物等省令 第6条第2号ホ

輸出令	貨物等省令	運用通達
【7の項】 (2) マイクロ波用機器若しくはその部分品又はミリ波用機器の部分品	第六条 (略) ニ マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であって、次のいずれかに該当するもの ホ マイクロ波用固体増幅器(モノリシックマイクロ波集積回路増幅器及びハーモニックミキサ又はコンバータを除く。)又はこれを含む組立品若しくはモジュール(送受信モジュール及び送信モジュールを除く。)であって、次のいずれかに該当するもの (二) 動作周波数が六・ハギガヘルツ超三・ハギガヘルツ以下であって、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの Ⅰ 動作周波数が六・ハギガヘルツ超八・五ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が七〇ワット(四八・四五 四八 → 五四 ディービーエム)を超えるもの	

2-7 輸出令(別表第1) 7の項(2) :エレクトロニクス

■ 「周波数シンセサイザーを用いた組立品」に係る仕様の改正【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、一部の合成出力周波数範囲において規制対象となる仕様の改正(2.2GHz→5.0GHz)を行う。

●貨物等省令 第6条第2号ワ

輸出令	貨物等省令	運用通達
【7の項】 (2) マイクロ波用機器若しくはその部分品又はミリ波用機器の部分品	第六条 (略) ニ マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であって、次のいずれかに該当するもの ワ 周波数シンセサイザーを用いた組立品のうち、次のいずれかに該当するもの (五) 三七ギガヘルツ超 七五九〇 ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの (六) <u>七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、五・〇ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの</u> <u>削除</u>	

2-8 輸出令(別表第1) 7の項(2) :エレクトロニクス

■ 「送受信モジュール」等に係る解釈【規制の強化】

貨物等省令第6条第2号カに規定する「送受信モジュール」等について、従来、①リスト規制該当貨物に使用するように特別に設計された部分品である場合は、当該他の貨物の規定に基づく判定をし、②リスト規制非該当貨物に使用するように設計された部分品である場合は規制対象外であったが、WAの合意事項を踏まえ、他の貨物の専用設計品であっても、当該他の貨物の部分品としての判定を行うとともに、同号カに基づく該非判定を行うこととする。

● 運用通達 1-1 (7) (イ) (解釈の表) 7の項

輸出令	貨物等省令	運用通達								
【7の項】	第六条（略）									
(2) マイクロ波用機器若しくはその部分品又はミリ波用機器の部分品	ニ マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であって、次のいずれかに該当するもの									
	カ 送受信モジュール、送受信モノリシックマイクロ波集積回路、送信モジュール及び送信モノリシックマイクロ波集積回路であって、動作周波数が二・セギガヘルツを超えるもののうち、次の全てに該当するもの									
		<table><tr><th colspan="2">解 釈</th></tr><tr><td rowspan="2">輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの</td><td>貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくは又又は、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したもの又はこれと同じ機能特性のものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。</td></tr><tr><td>貨物等省令第6条第一号、第二号、第四号、第七号の二又は第八号の二から第八号の四までに該当する貨物には、ウエハー上におけるパターン形成からパッケージングまでの工程の全ての状態のものを含む。</td></tr><tr><td></td><td>貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくは又又は、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって、他の貨物（輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物を除く。）に使用するように設計したものを除く。</td></tr></table>		解 釈		輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの	貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくは又 又は 、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したもの又はこれと同じ機能特性のものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。	貨物等省令第6条第一号、第二号、第四号、第七号の二又は第八号の二から第八号の四までに該当する貨物には、ウエハー上におけるパターン形成からパッケージングまでの工程の全ての状態のものを含む。		貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくは又 又は 、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって、他の貨物（輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物を除く。）に使用するように設計したものを除く。
解 釈										
輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの	貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくは又 又は 、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したもの又はこれと同じ機能特性のものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。									
	貨物等省令第6条第一号、第二号、第四号、第七号の二又は第八号の二から第八号の四までに該当する貨物には、ウエハー上におけるパターン形成からパッケージングまでの工程の全ての状態のものを含む。									
	貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくは又 又は 、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって、他の貨物（輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物を除く。）に使用するように設計したものを除く。									

2-9 輸出令(別表第1) 7の項(12) :エレクトロニクス

■ 「信号発生器」に係る仕様の改正【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、一部の出力周波数帯域において規制対象となる仕様を改正(2.2GHz→5.0GHz)する。

●貨物等省令 第6条第13号ハ、ホ

輸出令	貨物等省令	運用通達
【7の項】 (12) 信号発生器	第六条 (略) 十三 信号発生器であって、次のいずれかに該当するもの(二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逡倍した値によって出力周波数を規定する装置を除く。) ハ 次のいずれかに該当するもの (五) 三七ギガヘルツ超 七五 九〇 ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの (六) <u>七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、五・〇ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの</u> ホ デジタルベースバンド信号をベクトル変調する機能を有するもので、ベクトル変調帯域幅が次のいずれかに該当するもの (三) 三七ギガヘルツ超 七五 九〇 ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、二・二ギガヘルツを超えるもの (四) <u>七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、五・〇ギガヘルツを超えるもの</u>	

2-10 輸出令(別表第1) 7の項(18)、(22)、(23) :エレクトロニクス

■ 三酸化ニガリウム又はダイヤモンドの基板等の追加【規制強化】

WAの合意を踏まえ、「三酸化ニガリウム又はダイヤモンドの基板」等の追加を行う。

●**輸出令** 第7項(22)

●**貨物等省令** 第6条第18号、22～24号

輸出令	貨物等省令	運用通達
【7の項】 (18) 半導体基板 (22) 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、 又は 窒化アルミニウムガリウム、 <u>三酸化ニガリウム又はダイヤモンド</u> の基板((18)に掲げるものを除く。)又はインゴット、ブールその他のプリフォーム (23) 多結晶の基板((18)及び(22)に掲げるものを除く。)	第六条 (略) 十八 基板であって、当該基板の上に次のいずれかに該当する物質の多層膜の結晶を有し、かつ、当該結晶がエピタキシャル成長されているもののうち、ヘテロエピタキシャル材料となるもの(二に該当する化合物(窒化ガリウム、窒化インジウムガリウム、窒化アルミニウムガリウム、窒化インジウムアルミニウム、窒化インジウムアルミニウムガリウム、リン化ガリウム、砒化ガリウム、砒化アルミニウムガリウム、リン化インジウム、リン化インジウムガリウム、リン化アルミニウムインジウム又はリン化インジウムガリウムアルミニウムに限る。)のP型エピタキシャル層を一層以上有するものであって、当該P型エピタキシャル層がN型層に挟まれていないものを除く。) イ～ニ (略) ホ <u>三酸化ニガリウム</u> ヘ <u>ダイヤモンド</u> 二十二 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、 又は 窒化アルミニウムガリウム、 <u>三酸化ニガリウム又はダイヤモンド</u> の半導体基板又はインゴット、ブール若しくはその他のプリフォームであって、二〇度の温度における電気抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもの 二十三 多結晶基板又は多結晶セラミック基板であって、二〇度の温度における電気の抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもののうち、当該基板の表面にシリコン、炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、 又は 窒化アルミニウムガリウム、 <u>三酸化ニガリウム又はダイヤモンド</u> の非エピタキシャル単結晶層を少なくとも一層以上有するもの 二十四 前二号のいずれかに該当する基板であって、当該基板の上に炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、 又は 窒化アルミニウムガリウム、 <u>三酸化ニガリウム又はダイヤモンド</u> のエピタキシャル層を少なくとも一層以上有するもの(第十八号に該当するものを除く。)	

2-11 外為令(別表) 7の項(5) :エレクトロニクス

■ 酸化ガリウムを用いた基板の設計又は製造技術の追加等【規制強化】

WAの合意を踏まえ、「酸化ガリウムを用いた基板」の設計又は製造に係る技術の追加等を行う。

●貨物等省令 第19条第5項第4号

外為令	貨物等省令	役務通達
【7の項】 (5) 電子管又は半導体素子の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（(1)に掲げるものを除く。）	第十九条 （略） 5 （略） 四 電子機器の部分品として用いる基板であつて、ダイヤモンド、 からなる薄膜又は 炭化けい素又は酸化ガリウムを用いたものの設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）	

2-12 外為令(別表) 7の項(3) :エレクトロニクス

■ 「GAAFET構造を有する集積回路設計用ECADプログラム」の追加【規制強化】

WAの合意事項を踏まえ、「GAAFET構造を有する集積回路設計用ECADプログラム」の追加を行う。

- **貨物等省令** 第19条第3項第6号
- **役務通達** 別紙1（解釈の表）7の項

外為令	貨物等省令	役務通達										
【7の項】 (3) 集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（（1）及び4の項の中欄に掲げるものを除く。）	第十九条 （略） 3 （略）											
	六 ゲートオールアラウンド電界効果トランジスタ（GAAFET）の構造を有する集積回路を設計するために特に設計したECADプログラムであつて、次のいずれかに該当するもの											
	イ レジスタ転送レベル（RTL）をGDSⅡ又はこれと同等のデータベースファイル形式に実装するために特に設計したもの											
	ロ 設計する集積回路内のデータ処理における消費電力又はデータを転送するまでに要する時間を最適化するために特に設計したもの											
		<table><tr><th colspan="2">解 釈</th></tr><tr><td>ゲートオールアラウンド電界効果トランジスタ（GAAFET）</td><td>単一又は複数の半導体伝導チャネル要素を有し、全ての当該要素を取り囲んで電流を制御する共通のゲート構造を有する半導体素子をいう。 ナノシート電界効果トランジスタ、ナノワイヤ電界効果トランジスタ、サラウンディングゲートトランジスタ、その他のGAAFETの構造を有するものを含む。</td></tr><tr><td>ECAD</td><td>集積回路又は電子回路のプリント基板の性能を設計し、解析し、最適化し、又は検証するために使用されるツールをいう。</td></tr><tr><td>レジスタ転送レベル（RTL）</td><td>ハードウェアレジスタ間のデジタル信号の流れ及びそれらの信号に対して実行される論理演算からなる同期デジタル回路をモデル化する抽象度をもつ設計情報をいう。</td></tr><tr><td>GDSⅡ</td><td>集積回路の設計においてその集積回路又は回路配置のネットワークのためのデータベースファイル形式をいう。</td></tr></table>	解 釈		ゲートオールアラウンド電界効果トランジスタ（GAAFET）	単一又は複数の半導体伝導チャネル要素を有し、全ての当該要素を取り囲んで電流を制御する共通のゲート構造を有する半導体素子をいう。 ナノシート電界効果トランジスタ、ナノワイヤ電界効果トランジスタ、サラウンディングゲートトランジスタ、その他のGAAFETの構造を有するものを含む。	ECAD	集積回路又は電子回路のプリント基板の性能を設計し、解析し、最適化し、又は検証するために使用されるツールをいう。	レジスタ転送レベル（RTL）	ハードウェアレジスタ間のデジタル信号の流れ及びそれらの信号に対して実行される論理演算からなる同期デジタル回路をモデル化する抽象度をもつ設計情報をいう。	GDSⅡ	集積回路の設計においてその集積回路又は回路配置のネットワークのためのデータベースファイル形式をいう。
解 釈												
ゲートオールアラウンド電界効果トランジスタ（GAAFET）	単一又は複数の半導体伝導チャネル要素を有し、全ての当該要素を取り囲んで電流を制御する共通のゲート構造を有する半導体素子をいう。 ナノシート電界効果トランジスタ、ナノワイヤ電界効果トランジスタ、サラウンディングゲートトランジスタ、その他のGAAFETの構造を有するものを含む。											
ECAD	集積回路又は電子回路のプリント基板の性能を設計し、解析し、最適化し、又は検証するために使用されるツールをいう。											
レジスタ転送レベル（RTL）	ハードウェアレジスタ間のデジタル信号の流れ及びそれらの信号に対して実行される論理演算からなる同期デジタル回路をモデル化する抽象度をもつ設計情報をいう。											
GDSⅡ	集積回路の設計においてその集積回路又は回路配置のネットワークのためのデータベースファイル形式をいう。											

2-13 輸出令(別表第1) 8の項 :電子計算機

■ 「デジタル電子計算機等」に係る仕様の改正【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象となる仕様を改正（29実効テラ演算→70実効テラ演算）する。

●貨物等省令 第7条第3号ロ、ハ

輸出令	貨物等省令	運用通達
【8の項】 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品（4の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	第七条 （略） 三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次のロ、ハ又は若しくはトのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（次のチからヌまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。） ロ デジタル電子計算機であつて、加重最高性能が 七〇 ≡ 九 実効テラ演算を超えるもの ハ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が 七〇 ≡ 九 実効テラ演算を超えるもの（最大性能が 七〇 ≡ 九 実効テラ演算を超えないデジタル電子計算機又はそのファミリーの計算機用に特別に設計されたものを除く。）	

2-14 外為令(別表) 8の項(2) :電子計算機

■ 「デジタル電子計算機等」に係る仕様の改正【規制の見直し※】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象となる仕様を改正（29実効テラ演算→70実効テラ演算）する。

※貨物等省令第20条第1項において、従前から、29実効テラ演算以上のものが規制対象であることから、対象技術については、実質、規制範囲の変更はない。）

●貨物等省令 第20条第2項

外為令	貨物等省令	役務通達
【8の項】 (2) 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（(1)及び4の項の中欄に掲げるものを除く。）	第二十条 （略） 2 （略） 一 次のいずれかに該当するデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。） イ 加重最高性能が一五実効テラ演算超一六実効テラ演算以下のもの ロ 加重最高性能が一六実効テラ演算超 七〇 ≡ 九 実効テラ演算以下のもの ニ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一五実効テラ演算超 七〇 ≡ 九 実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。） 三 次のいずれかに該当するデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。） イ 加重最高性能が一五実効テラ演算超一六実効テラ演算以下のもの ロ 加重最高性能が一六実効テラ演算超 七〇 ≡ 九 実効テラ演算以下のもの 五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一五実効テラ演算超 七〇 ≡ 九 実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）	

2-15 輸出令(別表第1) 10の項(8) : センサー等

■ 「半導体レーザーダイオード」に係る仕様の改正【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象となる仕様を改正（15ワット→25ワット）する。

●貨物等省令 第9条第10号ニ

輸出令	貨物等省令	運用通達
【10の項】 (8) レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置（2の項の中欄に掲げるものを除く。）	第九条（略） 十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であって、次のいずれかに該当するもの ニ レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの （一） 半導体レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの 2 多重横モードで発振する単一の半導体レーザーダイオードであって、次のいずれかに該当するもの 一 一、四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するよう設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が 二十五 ワットを超えるもの	

2-16 輸出令(別表第1) 10の項(11) : センサー等

■ 「レーダー」に係る規定の改正 【規制の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象となるレーダーから除外される装置に係る規定の改正（船舶航行サービスのために「用いられる装置」から「設計された装置」）等を行う。

- 貨物等省令 第9条第13号ル、ヲ
- 運用通達 1-1(7)(イ)（解釈の表）10の項

輸出令	貨物等省令	運用通達
【10の項】 (11) レーダー又はその部分品（4及び15の項の中欄に掲げるものを除く。）	第九条（略） 十三 レーダーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品（レーダーの部分品であって航空管制用の表示装置を含む。）を除く。） ル 次のいずれかに該当するパルス圧縮技術を利用するもの (二) 圧縮パルス幅が二〇〇ナノ秒未満のもの（航海用二次元レーダー又は船舶航行サービス用二次元レーダーであって、次の1から5までの全てに該当するものを除く。） 1 パルス圧縮比が一五〇以下未満のもの 4 ピーク出力が二五〇ワット以下未満のもの ヲ 次のいずれかに該当するデータ処理技術を利用するもの（船舶航行サービスのために設計された用いられる装置又はその部分品を除く。） (一) 自動目標追尾の技術であって、次のアンテナビームが通過する時点より先の時点における目標の未来位置を予測することができるもの（航空管制用又は航海用レーダーの衝突防止機能を除く。）	「貨物等省令第9条第十三号中の航海用レーダー」海洋、内陸水路又は沿岸環境における安全な航行のために設計された用いられるレーダーをいう。

2-17 輸出令(別表第1) 11の項(4の2) : 航法装置

■ 「水中ソナー航法装置」に係る規定の修正等【規制の明確化】

規制対象となる仕様を修正（「船首センサーを組み込み」から「方位情報を用い」、「水中ビーコン」から「音響ビーコン」）する。

● **貨物等省令** 第10条第7号

● **運用通達** 1-1(7)(イ)（解釈の表）11の項

輸出令	貨物等省令	運用通達
【11の項】 (4の2) 水中ソナー航法装置又はその部分品（10及び15の項の欄に掲げるものを除く。）	第十条（略） 七 水中ソナー航法装置であって、 方位情報を用い 船首センサーを組み込み 、かつ、ドップラー速度ログ若しくは相関速度ログを用いるもののうち、位置精度が平均誤差半径で移動した距離の三パーセント以下のもの又はその部分品	「水中ソナー航法装置」 水上船に組み込むように設計したもの又は位置情報を提供する 音響水中 ビーコン若しくはブイを必要とするものを除く。

2-18 輸出令(別表第1) 13の項(2) : 推進装置

■ 「準軌道用の飛しょう体を空中で発射させるための航空機」の追加 【規制の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、「準軌道用の飛しょう体を空中で発射させるための航空機」の追加等を行う。

●貨物等省令 第12条第4号の2

輸出令	貨物等省令	運用通達
【13の項】 (2) 人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体又はその部分品	第十二条 (略) 四 宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体 若しくは又は これらの部分品 <u>又は準軌道用の飛しょう体</u> であって、次のいずれかに該当するもの イ～ホ (略) ヘ 準軌道用の飛しょう体 (※令和2年の改正で追加) 四の二 航空機であって、宇宙空間用の飛しょう体の打上げ用の飛しょう体 又は <u>準軌道用の飛しょう体</u> を空中で発射させるために特別に設計し、又は改造したもの	

2-19 輸出令(別表第1) 13の項(5) : 推進装置

■ 「超合金用に設計した積層造形を行う装置」に関する規定の改正【規制の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、「一方向性凝固又は単結晶の積層造形装置」について仕様を改正する。

●貨物等省令 第12条第11号ハ

輸出令	貨物等省令	運用通達
【13の項】 (5) (1) から (4) まで若しくは15の項(10)に掲げるものの試験装置、測定装置、検査装置、製造用の装置若しくは工具又はこれらの部分品	第十二条 (略) 十一 次のいずれかに該当する装置又は工具(型を含む。) イ 超合金用に設計した一方向性凝固又は単結晶の鑄造のための装置 ハ 超合金用にガスタービンエンジンのブレード、ベーン又はチップシェラウドを製造するために設計した 一方向性凝固又は単結晶の積層造形を行う装置	

2-20 外為令(別表) 13の項(3) : 推進装置

■ ガスタービンエンジンの燃焼器の仕様の追加【規制の強化】

WAの合意事項を踏まえ、「プレッシャーゲイン燃焼を利用した燃焼器」を追加する。
また、ガスタービンエンジンの燃焼器における冷却孔に係る技術を追加する改正を行う。

- **貨物等省令** 第25条第3項第2号イ、ル
- **役務通達** 別紙1（解釈の表）13の項

外為令	貨物等省令	役務通達
【13の項】 (3) ガスタービンエンジン又はその部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（(1)及び(2)並びに15の項の中欄に掲げるものを除く。）	第二十五条（略） 3（略） ニ ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム イ 燃焼器であつて、次のいずれかに該当するものを有するもの （五） プレッシャーゲイン燃焼を利用したもの ル 本号 イ 、ニ又は第二十七条第六項第一号に該当するいずれかの技術（プログラムを除く。）を用いたガスタービンエンジンの部分品における冷却孔であつて、次のいずれかに該当するものの穴あけ加工に必要な技術 （一）・（二）（略）	「プレッシャーゲイン燃焼」 ガスタービンエンジンが定常状態モードにて作動している状態において、主にその燃焼の方法によって、燃焼器出口での平均よどみ圧が燃焼器入口での平均よどみ圧より大きくなることをいう。

2-21 輸出令(別表第1) 15の項(2) : 機微品目

■ 「電波の吸収材」に係る規定の修正【規制の明確化】

「赤外線吸収材」も規制対象であることを明確化する等の改正を行う。

- 輸出令 15の項(2)
- 貨物等省令 第14条第2号
- 運用通達 1-1(7)(イ)(解釈の表) 15の項

輸出令	貨物等省令	運用通達									
【15の項】 (2) 電波 若しくは は赤外線 の吸収材又は導電性高分子(四の項の中欄に掲げるものを除く。)	第十四条 (略) 二 電波 若しくは赤外線 の吸収材又は導電性高分子であって、次のいずれかに該当するもの イ 電波の吸収材として使用するように 特に 設計したものであって、周波数が二〇〇メガヘルツ超三テラヘルツ未満のもの。ただし、次のいずれかに該当するものであって、 塗料に混入したときに吸収性能を備える磁性材料でないもの塗料に混入していないもの を除く。 (一) 磁性を有していない繊維状の 吸収材もの (二) 磁気損失により電波を吸収するものでないもの であって、入射面が平面状でない吸収材(板状のものを除く。) (三) 平面状板状 の吸収材であって、次の1から3までのすべてに該当するもの 1 次のいずれかに該当するものからなるもの 一 炭素を含有するプラスチックの発泡体を用いた 材料もの 又は有機物を用いた 材料もの であって、次のイ及びロに該当するもの イ・ロ (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">解 釈</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入射面が平面状でない吸収材</td><td>角錐形、円錐形、楔形又は螺旋形のものを含む。</td><td></td></tr> <tr> <td>平面状板状の吸収材</td><td colspan="2">試験片は、方形で一辺が中心周波数の5波長以上のものであって、放射素子の遠方界領域に設置しなければならない。</td></tr> </tbody> </table>	解 釈			入射面が平面状でない吸収材	角錐形、円錐形、楔形又は螺旋形のものを含む。		平面状板状 の吸収材	試験片は、方形で一辺が中心周波数の5波長以上のものであって、放射素子の遠方界領域に設置しなければならない。	
解 釈											
入射面が平面状でない吸収材	角錐形、円錐形、楔形又は螺旋形のものを含む。										
平面状板状 の吸収材	試験片は、方形で一辺が中心周波数の5波長以上のものであって、放射素子の遠方界領域に設置しなければならない。										

<次ページに続く>

<前ページの続き>

(再掲)

【15の項】

(2) 電波若しくは

は赤外線

の吸収材又は導電性高分子(4の項の中欄に掲げるものを除く。)

ニ セラミックを用いた材料ものであって、次のイ及びロに該当するもの

イ・ロ (略)

2・3 (略)

(四) 焼結したフェライトからなる平面状板状の吸収材であって、次の1及び2に該当するもの

1・2 (略)

(五) 連続気泡発泡体のプラスチック材料から製造された平面状板状の吸収材であって、密度が0・一五グラム毎立方センチメートル以下のもののうち、磁気損失により電波を吸収するものでないもの

ロ 近赤外線電波の吸収材として使用するよう特に設計したものであって、波長がハ一〇ナノメートル超二、〇〇〇ナノメートル未満のもの(周波数が一五〇テラヘルツ超三七〇テラヘルツ未満のものをいう。)のうち、可視光を透過しないもの

解 釈

貨物等省令第14条
第二号ロ中の近赤
外線電波の吸収材とし
て使用するよう特に
設計したもの

次のいずれかの用途に該当するように特別に設計又は調合した材料ものを除く。

- イ 重合体をレーザーマーキングするもの
- ロ 重合体をレーザー溶接するもの

(1) 包括許可制度の拡充

①「特別一般包括許可」の上限数量、用途・地域の拡大



包括許可要領

- ・非原子炉用途（従来は医薬品・標準試料が対象）
- ・重水素の原子質量の総量 20キログラム 未満（従来は1キログラム未満が対象）
- ・「ろ地域」を対象地域に追加

②「特定包括許可」の適用

- ・非原子炉用途であれば、上限なく適用可能（「ち地域」を除く）

(2) 個人が携帯する個別包装医薬品（重水素原子質量総量1グラムまで） を規制対象外に



運用通達

運用通達(抜粋)

※解釈を新設

「重水素化合物」
医薬品又は治験薬であって、個人使用のための個別包装（瓶、バイアル、チューブ、PTP包装シート等に詰められたもの）されたもの（輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1グラム未満のものに限る。）を除く。

3 重水素・重水素化合物に係る見直し②

輸出令(別表第1)2の項(3)

包括許可要領(抜粋)

※非原子炉用途につき、

✓ 「特別一般包括」 → 「ろ地域」に適用、上限を引上げ

✓ 「特定包括」 → 上限なしで適用(「ち地域」以外)

〔別表A〕 〔2の項〕

仕向地 輸出令別表 第1項番	い地域①	い地域②	ろ地域 (ち地域を除く。)	ち地域	り地域
(略)					
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの <u>のうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が20キログラム未満のもの(原子炉用のものを除く。)</u> (試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))又は医薬品として使用されるものに限る。) <u>のうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のもの</u>	特別一般 一般	特別一般	<u>特定</u> <u>特別一般</u>	—	特別一般
<u>輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの(原子炉用のものを除く。)</u>	<u>特定</u>	<u>特定</u>	<u>特定</u>	<u>—</u>	<u>特定</u>

関係法令及び略称

法律	外為法	外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）
政令	外為令	外国為替令（昭和55年政令第260号）
	輸出令	輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）
省令	貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）

通達	運用通達	輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）
	役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）
	提出書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第18号）
	包括許可要領	包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号）
	補完規制通達	大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第24号）
	お知らせ	輸出貿易管理令別表第1の2の項（1）から（8）まで又は（10）若しくは（10の2）に掲げる貨物の輸出許可等について（お知らせ）（平成13年5月16日付け）